

# 増毛町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



増 毛 町

(目次)

第1章 計画の策定にあたって	(3 p～4 p)
1 子ども・子育て支援計画とは	3 p
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 子ども・子育て支援関連3法と子ども・子育て支援新制度	
(3) 計画の位置づけ	
2 計画の期間	4 p
第2章 子ども・子育ての現状と課題	(5 p～19 p)
1 人口・出生の動向	5 p
2 教育・保育及び保健施設の現状	6 p
3 増毛町次世代育成支援行動計画・後期計画の実施状況	9 p
4 子ども・子育て支援アンケート調査から	11 p
5 増毛町の子ども・子育て支援施策の現状	19 p
第3章 計画の基本的事項	(20 p～23 p)
1 基本理念	20 p
2 基本的な視点	20 p
3 基本目標	21 p
(1) 母子の健康確保と増進	
(2) 地域における子育ての支援	
(3) 子どもの健やかな成長を図る取り組みの推進	
(4) 支援が必要な子どもへの施策の推進	
(5) 子どもたちの安全確保と生活環境の整備	
(6) 職業生活と家庭・地域生活の両立の推進	
第4章 事業計画	(24 p～31 p)
1 教育・保育の提供区域の設定等	25 p
2 教育・保育の提供体制の確保	25 p
3 地域子ども・子育て支援事業の取組	26 p
(1) 利用者支援に関する事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業	
(3) 妊婦健診事業	
(4) 乳幼児全戸家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
(5) 養育支援訪問事業・要保護児童等支援事業（子どものを守るネットワーク強化事業）	
(6) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業・夜間養護等事業）	
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	
(8) 一時預かり事業	
(9) 延長保育（時間外保育）事業	

- (10) 病児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- (12) 実費徴収に係る補足給付事業
- (13) 多様な主体は制度に参入することを促進するための事業
- 4 教育・保育の一体的提供を推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 p

第5章 計画の推進 (32 p)

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 p
- 2 計画の実行・点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 p

資料編

- ・ 増毛町子ども・子育て会議条例及び委員名簿
- ・ 策定経過



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 子ども・子育て支援計画とは

### (1) 計画策定の趣旨

国においては、少子高齢化の進行・地域の子育て力の低下・子育て世代の孤立感と負担感の増加など、子育てを取り巻く課題が提起されています。

平成15年には、少子化対策として次世代の社会を担う子どもを安心して育てることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から26年度まで「次世代育成支援行動計画」により取り組みを行ってまいりました。

平成24年には、子育てについて第一義的責任は保護者に有ると言う基本的認識の下で幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の取り組みを進めるため、子ども・子育て支援法を制定し、平成27年4月から施行されることとなり、子ども・子育て支援は新たな制度に移行することになります。

増毛町では、新制度の下で、子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### (2) 子ども・子育て関連3法案と子ども・子育て支援新制度

- ◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ◇ 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ◇ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

#### ◆ 子ども・子育て支援新制度の3つの目的

- 質の高い幼児期の教育・保育の推進
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上
- 地域の子ども・子育て事業の充実

#### ◆ 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所共通の「施設給付」及び小規模保育等の「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づく計画の策定、「給付」・「事業」の実施
- 社会全体で費用を負担するため、消費税の引き上げによる恒久的な財源確保
- 国及び地方公共団体における「子ども・子育て会議」の設置

### (3) 計画の位置づけ

増毛町では、次代を担う子どもを安心して産み、すこやかに育てられる社会と環境づくりのため、平成15年3月に増毛町エンゼルプランを策定しました。

さらに、平成17年度から10年間の集中的、計画的な取り組みとして、次世代育成支援対策法による増毛町次世代育成支援総合計画・前期計画（平成17年度から21年度）・後期計画（平成22年度から26年度）を策定し、各種施策に取り組んできました。

増毛町子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「増毛町総合計画」を上位計画として作成します。

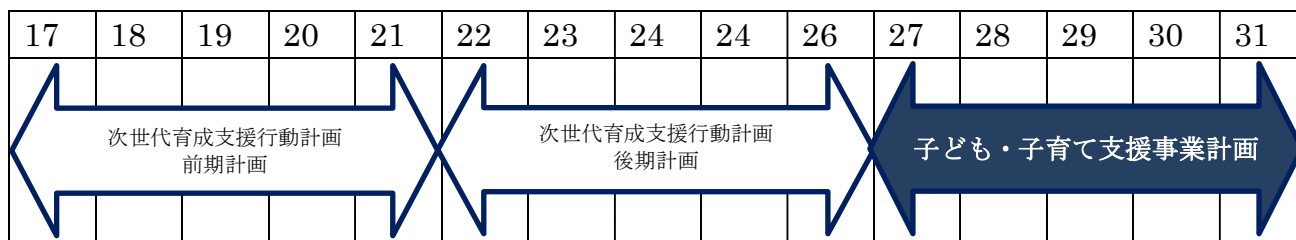
また、次世代育成支援行動計画の理念を継承し、関連する各種計画と整合性を図りながら、計画の目標・主要な施策を定めるとともに、就学前の子どもの「教育・保育」及び「地域子育て支援事業」について、必要とする事業量と計画値を具体的に決めました。

#### ◇関連計画◇

- ・増毛町総合計画－増毛町まちづくりプラン
- ・健康ましけ21計画
- ・増毛町障がい者計画
- ・増毛町教育振興計画
- ・増毛町社会教育中期計画

## 2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、平成27年度から31年度までとします。



## 第2章 子ども・子育ての現状

### 1 人口・出生の動向

#### ◆人口・年齢別人口の推移

〈単位：人〉

	12年	17年	22年	25年	27年	32年
男	2,797	2,563	2,337	2,313	2,123	1,923
女	3,370	3,145	2,908	2,696	2,677	2,440
合計	6,167	5,708	5,245	5,009	4,800	4,363

〈単位：人〉

	12年	17年	22年	25年	27年	32年
総人口	6,167	5,708	5,245	5,009	4,800	4,363
0～14		576	477	478	441	375
15～64		3,122	2,832	2,528	2,438	2,129
65～		2,010	1,936	2,003	1,921	1,859

\* 12年、17年、22年は国勢調査数値 \* 25年は25年4月1日の数値

\* 27年、32年は17年に推計した数値

増毛町の人口（国勢調査）は、昭和30年の16,768人をピークに年々減少しています。また、年齢別人口では65歳以上の人口比率が急激に増加し、道内でも少子高齢化が特に進んでいる自治体の一つになっています。

#### ◆産業構造別就業人口、及び女性の就業の動向

##### 就業形態別人口

	12年度		17年度		22年度	
	従業者数	構成割合	従業者数	構成割合	従業者数	構成割合
第一次産業	717	22.8%	681	25.0%	500	21.9%
第二次産業	1,028	32.7%	761	27.9%	886	25.7%
第三次産業	1,401	44.5%	1,282	47.1%	1,196	52.4%

##### 女性の就業形態別人口

	12年度		17年度		22年度	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
第一次産業	298	21.3%	253	20.7%	168	16.4%
第二次産業	412	29.3%	349	28.5%	267	26.1%
第三次産業	688	49.2%	621	50.8%	588	57.5%

\* 国勢調査数値

第1次産業、第2次産業とも減少しており、第3次産業の比率が高くなっています。

◆増毛町の出生数

〈出生数 単位：人〉〈出生率 単位：人〉

年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
出生数	22	30	26	25	25	30	23	31	24
出生率	3.9	5.5	4.8	4.8	4.9	5.0	4.7	6.4	

\*北海道保険統計年表

出生数は、1月から12月までに、増毛町内の出生届け実数で、22人から31人の間で変動しています。

出生率は、人口1,000人当たりの出生数の割合です。

◆計画期間中の就学前児童数の見込み

〈単位：人〉

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
5歳児	30	19	27	22	26	18
4歳児	20	31	25	30	21	22
3歳児	34	24	28	20	21	21
2歳児	29	31	21	22	22	20
1歳児	28	22	23	23	21	23
0歳児	25	22	22	20	22	22
合計	166	149	146	137	133	126

26年数値から比較すると、全体数は減少しています。年による出生数の変動が大きいことから学年による児童数にも差が出ます。

児童数は、26年は26年4月1日現在の人数を記載しています。

27年以降は、26年10月に、24年・25年・26年の年齢別実績人口の動きから変化率を求め、それに基づき推計した人数となっています。

この人数をもとに第4章における「量の見込み＝必要量」を算出しています。

## 2 教育・保育及び保健施設の現状

### ☆増毛町の教育・保健施設

学齢前児童数	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	人数	226	212	200	188	179	173	158	155	169	166
増毛保育所	定員 60 人										
	4月1日の入所数										
	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	人数	66	69	60	60	52	54	50	53	50	57
<p>保育所では、年度において利用児童数の変動があります。</p> <p>また、年度途中の入所者がいることから、定員を超えた保育を行う場合もあります。</p> <p>近年は、3歳未満児が増加傾向にあります。3歳未満児では保育室面積に対して限度に近い児童を保育しております。</p>											
増毛幼稚園	定員 70 人										
	5月1日の入園者数										
	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	人数	33	32	36	41	41	34	24	27	29	28
<p>幼稚園では、平成 17 年度から入所児を対象とした預かり保育（週 3 回程度、午後 3 時まで）を実施しています。</p>											

- 幼稚園（昭和 54 年建築）、保育所（平成 9 年建築）は、施設・設備の部分補修等を行い、幼児期の教育・保育事業を行っています。当面は、現状の施設で継続して実施する予定です。
- 幼稚園と保育所では、5歳児の交流保育の他、お互いに施設を訪問する交流を行い、小学校生活へ速やかに移ることができるよう配慮しております。職員も、合同研修会を開催し、交流と情報交換を図っています。事業の合同実施の取組はなく、保護者の交流事業も実施しておりません。

### ☆増毛町の小学校の状況

増毛小学校	平成 24 年新校舎（旧増毛高校）に移転
別荘小学校	平成 26 年度で閉校・増毛小学校に統合
舎熊小学校	平成 20 年新校舎（旧第二中学校）に移転 平成 27 年度で閉校・増毛小学校に統合
阿分小学校	平成 26 年度で閉校・増毛小学校に統合

小学校は統廃合が進み、平成 22 年に 4 校あった小学校は、平成 28 年度には増毛小学校 1 校となります。中学校は平成 19 年度に増毛中学校 1 校になっています。

また、増毛高校も平成 22 年度で閉校し、増毛中学校の卒業生は留萌高校、留萌千望高校等に進学しています。町では留萌市内の高校へ通学する高校生に、通学費の一部助成を行っております。



☆地域の子育て事業

地域子育て支援センター	増毛保育所内に設置（専用スペースなし） 保育所の時間開放（保護者と一緒に） 母と子の交流事業の実施							
	年度	20	21	22	23	24	25	26
	回数	13	13	13	13	13	13	
学童保育マーシーくらぶ	文化センターで実施 登録人数・延べ利用人数・実施日数							
	年度	20	21	22	23	24	25	26
	登録人	38	40	39	48	39	41	29
	利用人	4,944	4,194	3,789	4,791	3,544	3,680	
	実施日	287	284	287	288	271	270	
平日の放課後、土曜日、学校休業日に小学生低学年で、 家庭に保護者がいない児童に生活の場を提供する事業								

☆地域の保健・社会教育施設

増毛町保健センター	どろんこクラブ ベビーマッサージ教室・子育てスクール 乳児健診及び1. 6歳・3歳児健診・乳幼児相談
増毛町文化センター	学童保育「マーシーくらぶ」 教育委員会主催行事 ・発明クラブ ・なんでも体験隊 ・少年の主張大会 など
増毛町総合交流促進施設・元陣屋	子どもが遊べる場所を設置 絵本読み聞かせ事業 教育委員会主催事業
増毛町立体育館	スポーツ少年団活動等 一般開放事業
増毛町温水プール	スポーツ少年団活動等 一般開放事業
増毛町インドアグラウンド	スポーツ少年団活動等 一般開放事業

町内の保健及び社会教育施設は、すべて市街地にあります。

### 3 増毛町次世代育成支援行動計画・後期計画の実施状況 (平成22年度から26年度見込み)

☆次世代育成支援行動計画で、数値目標を定めることを指定された事業  
(=子ども・子育て支援計画に係る事業)

事業名	現状
通常保育	増毛保育所 定員60人
延長保育 (1日11時間を超えて行う保育)	実施保育所なし *増毛保育所で時間外保育実施 (保育時間7:30~18:00 10時間30分)
幼稚園	増毛幼稚園 定員70人 (4歳児と5歳児のみ)
預かり保育 (在園児を対象に放課後も幼稚園で保育を行う事業)	増毛幼稚園で実施 (開園時・午後3時まで 週3回程度)
休日保育	実施なし
夜間保育	実施なし
トワイライト保育	実施なし
特定保育	実施なし
病児・病後児保育	実施なし
一時預かり事業	実施なし
ショートステイ事業	実施なし
地域子育て支援センター	増毛保育所地域子育て支援センター 1か所(専用スペースなし)
保育所開放事業	親子で利用 9:00~10:00 16:00~17:00
いちごクラブ	保育所で実施する親子交流行事
親子遊びの広場	保育所以外で実施する親子交流行事
ファミリーサポートセンター	実施なし
集いの広場事業	実施なし
放課後児童健全育成事業	学童保育マーシーくらぶ 定員40人
放課後子ども教室	実施なし

次世代育成支援行動計画で数値目標を定めた子育て支援に関する事業は、後期期間中で新しい取り組みはありませんでした。

保育所では延長保育の取り組みを検討しましたが、既の実施していた時間外保育で対応できました。

幼稚園では預かり保育を継続して実施しており、利用する園児も多くなっています。

地域子育て支援センターを保育所に設置して、保育所の時間開放といちごクラブと親子遊びの広場の交流事業を中心に事業を進めてきました。また、保健センターを毎週木曜日に子育て家庭に開放してい

る「どろんこクラブ」は、地域子育て支援センターを補完する役割を担うことができました。

放課後児童健全育成事業は、文化センター2階の1室を専用スペースとして「学童保育マーシーくらぶ」として実施していますが、下校時間が異なる学年の児童が利用することから、学習・静養をする場所と遊びの場所の区別がないことが課題となっています。

#### ☆その他の次世代育成支援事業

項目	実施状況等
<b>(1) 地域における子育て支援</b>	
子育てボランティア・子育てサークルの養成	取り組みなし
中高生・高齢者との交流事業	職場体験、地域交流、三世代交流など
男性の家事・育児への参加	マタニティスクール、啓発事業
子どもの権利の尊重	少年の主張大会
<b>(2) 母子の健康確保と増進</b>	
安心して産むことができる	訪問指導（すべての妊婦）
安心して育てることができる	訪問指導（すべての新生児）、乳幼児相談 乳児健診、1.6歳・3歳児健診 ベビーマッサージ教室
必要な情報を得ることができる	子育て支援センターだより（あっぷる）、 母子保健カレンダー、 町広報及び防災無線による広報
思春期対策の充実	中高生を対象とした取組なし
食育の推進	栄養士の訪問指導、子育てスクール
<b>(3) 子育てと仕事の両立</b>	
安心して働くことができる雇用環境整備	啓発活動
子ども・子育て支援計画に係る事業	前記のとおり
<b>(4) 子どもが健やかに育つことのできる環境整備</b>	
子育て相談、援助体制の充実	相談電話
子育て情報サービスの充実	増毛町HPに掲載、 子育てマップは取組なし
多様な活動体験機会の充実	小学生を対象に元陣屋や教育委員会等で実施
生きる力を育む学校教育の推進	幼稚園・保育所と小学校の連携
安心して遊ぶことができる環境整備	交通安全教室は幼稚園・保育所・小学校で実施 各施設で校庭・園庭の開放を実施 児童館整備、児童公園の整備事業は実施なし
児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会設置

#### (1) 地域における子育て支援

子育てボランティア・子育てサークルの育成は進みませんでした。各種交流事業などは継続して実施することができました。

#### (2) 母子の健康確保と増進

保健師・栄養士の母子保健事業として取り組まれ、訪問活動や情報提供など概ね実施できました。思春期対策は、学校と連携が取れず実施できませんでした。

新たに始めたベビーマッサージ教室は乳児を持つ母の多くが参加しております。また、平成26年度に出産準備金事業が開始され、出産する家庭の経済的負担の軽減を図っています。

#### (3) 子育てと仕事の両立

町として独自の取り組みは行えませんでした。道や国の施策により女性の雇用環境は改善されつつあり、男女が共に子育てに参加できる社会づくりの取り組みも進んでいます。

#### (4) 子どもが健やかに育つことができる環境整備

多様な活動体験は、教育委員会社会教育事業を中心に子育て家庭が参加できる事業が多く取り組まれました。

小学校と幼稚園・保育所の連携は、増毛小学校での給食体験が行われた他、小規模校の行事に参加して交流することもできました。また、幼稚園と保育所の児童交流と職員の交流研修は行われていますが、保護者も含めた交流について取り組みがありませんでした。

子どもの安全を確保する活動や児童虐待の防止の活動も継続して実施されましたが、子どもが安心して遊ぶことができる児童公園や施設の整備はできませんでした。

## 4 子ども・子育て支援アンケート調査から（抜粋）

### ☆増毛町子ども・子育て支援事業アンケート

実施期間 平成25年11月12日から29日まで  
対象者 増毛町に在住する小学生以下の児童を有するすべての家庭  
回収率等 就学児 配布204部 回収146部（71.6%）  
未就学児 配布186部 回収124部（66.7%）

#### 配布・回収方法

就学児は学校で配布・回収しました。  
幼稚園、保育所を利用しているものは、施設で配布・回収しました。  
ほかは郵送により配布・回収しました。

### ☆保護者の就労と家庭類型

アンケート調査による保護者の就労状況により家庭を8つの類型に分類しました。

就労については、現在と希望に分けて調査しました。

集計は、0歳、1・2歳、3～5歳、就学児に分け、それぞれ8つの家庭類型の割合を算出しました。

## 家庭類型別集計

(現在の割合)

(回答数=271)

家庭類型	0歳	1・2歳	3～5歳	就学児
タイプA (ひとり親)	4人(14%)	3人(8%)	4人(7%)	8人(5%)
タイプB (フルタイム×フルタイム)	6人(20%)	12人(32%)	19人(33%)	40人(28%)
タイプC (フルタイム×パート月120時間以上)	4人(14%)	6人(16%)	10人(17%)	49人(33%)
タイプC' (フルタイム×パート月120時間未満)	0	1人(3%)	2人(3%)	8人(5%)
タイプD (専業主婦(夫))	15人(52%)	15人(41%)	23人(40%)	40人(27%)
タイプE (パート月120時間以上×パート月120時間以上)	0	0	0	1人(1%)
タイプE' (パート月120時間以上×パート月120時間未満)	0	0	0	1人(1%)
タイプF (無業×無業)	0	0	0	0

現在の割合では、子どもの年齢が高くなるにつれて、パートタイム就労の母(タイプC・C')が増加し、専業主婦(タイプD)が減少しています。

一人親(タイプA)は、子どもの年齢が高くなるにつれて少なくなっています。

## 家庭類型別集計

(潜在希望の割合)

(回答数=271)

家庭類型	0歳	1・2歳	3～5歳	就学児
タイプA (ひとり親)	4人(14%)	3人(8%)	4人(7%)	8人(5%)
タイプB (フルタイム×フルタイム)	8人(28%)	13人(35%)	20人(35%)	49人(33%)
タイプC (フルタイム×パート月120時間以上)	12人(41%)	16人(43%)	17人(29%)	54人(37%)
タイプC' (フルタイム×パート月120時間未満)	0	1人(3%)	2人(3%)	8人(5%)
タイプD (専業主婦(夫))	5人(17%)	4人(11%)	15人(26%)	26人(18%)
タイプE (パート月120時間以上×パート月120時間以上)	0	0	0	1人(1%)
タイプE' (パート月120時間以上×パート月120時間未満)	0	0	0	1人(1%)
タイプF (無業×無業)	0	0	0	0

潜在希望の割合では、就労を希望する母(タイプB・C・C')が専業主婦(タイプE)より多くなっています。働き方は、子どもの年齢が高いほどパートタイム(タイプC・C')が多くなっています。

また、専業主婦(タイプE)は、現在に比べ、潜在希望が少なくなっています(就労を希望する母が多い結果になっています)。

保護者に「今仕事をしていますか」の質問では、

父：回答者のほとんどがフルタイム労働に従事しています。

母：回答者のうち、フルタイム労働は28%、パートタイム労働は32%となっています。以前は仕事をしていたが今はしていない・働いたことがないは35%、休職中は5%となっています。

☆就学前児童の日常的な教育・保育施設の利用について (回答数=124)

日常的に利用している	73人	59%	幼稚園	23人	19%
			保育所	49人	39%
			その他	1人	1%
利用していない	50人	40%			
未回答	1人	1%			

年齢別にみると、4歳5歳児はすべての児童が日常的に施設を利用、3歳・2歳は約40%、1歳児は20%。0歳児は10%が利用しています。

☆未就学児の保護者が利用しているいないにかかわらず、利用したいと考える施設

(複数回答：回答数=231) (実数=124)

施設名	回答数	実数比
認可保育所	72人	58.1%
小規模な保育所	17人	13.7%
認定こども園	34人	27.4%
家庭的保育	3人	2.4%
事業所内保育	8人	6.5%
認可外の保育施設	7人	5.6%
幼稚園	47人	37.9%
幼稚園の預かり保育	29人	23.4%
居宅訪問型保育	3人	2.4%
ファミリー・サポート・センター	11人	8.9%

- ・保護者の半数以上が、保育所の利用を希望しています。
- ・幼稚園利用希望の半数以上が預かり保育を希望しています。
- ・町内に施設がない認定こども園を希望している保護者が1/4います。

☆土曜日の定期的な教育・保育施設の利用希望 (回答数=124)

項目	人数	比率
ほぼ毎日利用したい	26人	21.0%
月に1~2回利用したい	31人	25.0%
利用希望はない	64人	51.6%
未回答	3人	2.4%

利用希望時間 午前中 2人  
1日中 45人  
午後のみ 5人  
利用希望者は、約半数です。  
保育所の土曜日の利用は、夏期間約20名、冬期間約10名です。(26年度)

☆日曜日・休日の定期的な教育・保育施設の利用希望 (回答数=124)

項目	人数	比率
ほぼ毎週利用したい	9人	7.2%
月に1~2回利用したい	24人	19.4%
利用希望はない	88人	71.0%
未回答	3人	2.4%

利用希望時間 1日中 28人  
午後のみ 4人  
利用希望者は、1/4です。  
うち、仕事のためは25人です。

☆幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望（回答数=30）

項目	人数	比率
ほぼ毎日利用したい	2人	6.7%
期間中数回利用したい	4人	13.3%
利用希望はない	24人	80.0%
未回答	0人	0.0%

利用希望時間 午前中 3人  
1日中 3人  
利用希望者は、1/5です。

☆この1年間で子どもが病気になって保育等が利用できないことがありましたか。

また、その対処方法は。

（回答数 就学児=147 未就学児=124）

項目		就学児		未就学児	
あった	父が休んだ	9人	5.2%	10人	8.1%
	母が休んだ	51人	29.3%	31人	25.0%
	親族・知人に預けた	18人	10.3%	10人	8.1%
	就労していない家族が見た	7人	4.0%	2人	1.6%
	子どもだけ留守番させた	9人	5.2%	0人	0.0%
	その他	0人	0.0%	0人	0.0%
なかった		63人	36.2%	21人	16.9%
未回答		17人	9.8%	50人	40.3%

半数以上が子どもの病気で保育等ができないことがあり、そのうち半数以上が「母が仕事を休んだ」対応となっています。

☆不定期な保育事業を利用したいと思いますか。また、その理由は何ですか。

（回答数 就学児=147 未就学児=124）

項目		就学児		未就学児	
利用したい		25人	14.4%	39人	31.5%
	私用・リフレッシュのため	16人		29人	
	冠婚葬祭、学校行事、通院等	16人		18人	
	不定期の就労	8人		13人	
	その他	1人		1人	
利用する必要は無い		111人	63.8%	70人	56.4%
未回答		38人	21.8%	15人	12.1%

一時預かりなど不定期な保育事業を希望しているのは、日常自宅で保育している家庭ですが、未就学児の3割が利用を希望しています。

☆就学児の平日の放課後の過ごし方

(回答数 147 人)

項目	14時~16時	16時~18時	18時~20時	20時~
学校にいた	94人 (64%)			
学童保育にいた	9人 (6%)	9人 (6%)		
保護者・家族と過ごした	17人 (12%)	72人 (49%)	102人 (69%)	127人 (86%)
家で、子どもだけまたは一人で過ごした	6人 (4%)	8人 (5%)		1人 (1%)
友達の家に行った	2人 (1%)	5人 (3%)		
公園などで友達と遊んでいた	13人 (9%)	22人 (15%)		
クラブやスポーツ活動をしていた		7人 (5%)	29人 (20%)	1人 (1%)
習い事、学習塾などをしていた		3人 (2%)	5人 (3%)	
その他・無回答	6人 (4%)	8人 (5%)	11人 (7%)	16人 (11%)

14時から16時までは、高学年は授業中です。下校した児童の半数が保護者と過ごすか、学童保育を利用しています。

16時から18時までは、約半数が保護者と過ごしています。

18時から20時までは、7割近くが保護者と家庭で過ごしており、スポーツ少年団等の活動が2割となっています。

18時以降は、子どもだけで過ごしていることはほとんどありません。

☆家の近くの遊び場について、日頃感じていること（就学児・3つまで回答）

(回答人数 147 人)

項目	回答人数
近くに遊び場がない	57人
雨の日に遊べる場所がない	86人
思い切り遊ぶために十分な広さがない	33人
遊具などの種類が充実していない	69人
不衛生である	8人
いつも閑散としていて寂しい感じがする	27人
遊具などが古くて危険である	18人
緑など自然が少ない	5人
遊び場周辺の環境が悪くて安心して遊べない	14人
遊び場周辺の道路が危険である	17人
遊び場に行っても子どもと同じ種類の遊び仲間がいない	14人
その他・特に感じることはない	22人

雨の日に遊ぶ場所がない、遊具などが充実していない、近くに遊び場がないなどに、不満を感じている人が多くあります。



☆地域で行っている子育て支援事業で、知っているもの、利用したことがあるもの

(回答数 就学児=147 未就学児=124)

項目	就学児		未就学児		
	知っている	利用した	知っている	利用した	利用したい
ベビーマッサージ教室	69人	10人	103人	46人	24人
子育てスクール	110人	56人	106人	58人	57人
どろんこクラブ	106人	47人	101人	61人	64人
保健師相談事業	94人	46人	85人	37人	60人
保育所・幼稚園の園庭開放	107人	60人	106人	57人	74人
子育て相談電話	64人	3人	58人	2人	31人
子育て支援情報「あっぷる」	72人	28人	85人	34人	56人
元陣屋の子どもスペース	101人	72人	98人	69人	94人
元陣屋主催事業	114人	73人	103人	43人	83人
増毛町HPの情報	44人	3人	36人	12人	58人
マタニティスクール	117人	87人	91人	31人	23人

全体を通して、知っているが利用が少ない傾向になっています。

未就学児の保護者では「利用したい・利用回数を増やしたい」という意見が多くありました。

子育て相談電話、ホームページの情報提供は、「知っている」「利用した」とともに人数が少なかったです。

☆子育てに関する情報をどのように入手していますか（複数回答）

(回答数 就学児=147 未就学児=124)

項目	就学児	未就学児
親族（親・兄弟）	80人	76人
隣人・知人・友人	85人	69人
学校	79人	23人
役場や町の機関	27人	28人
町広報やパンフレット	59人	69人
テレビ・ラジオ・新聞	35人	21人
子育て雑誌・育児書	13人	28人
インターネット	35人	45人
コミュニティー誌	3人	3人
その他	0人	3人
情報の入手先がない	2人	1人
情報の入手手段が分からない	5人	1人

子育ての情報は、就学児、未就学児とも「親族等」「隣人・知人・友人」が多くなっています。

就学児では「学校」からの多いです。

「町広報やパンフレット」からも就学時の4割、未就学児の5割以上が情報を入手しています。

☆育児休業を取得しましたか (回答数 就学児=147 未就学児=124)

父親

項目	就学児	未就学児
働いていなかった	1人	0人
取得した(取得中)	0人	0人
取得していない	110人	95人
未回答	36人	29人

育児休業を取得した父親はいません。母親は、就学児と未就学児で違う結果が出ております。未就学児の母が働いている割合、育児休業を取得した割合ともに多くなっています。

母親

項目	就学児	未就学児
働いていなかった	94人	56人
取得した(取得中)	19人	29人
取得していない	27人	33人
未回答	7人	6人

☆(育児休業をとった母親に) 育児休業後職場に復帰しましたか、  
子どもが何歳のときに復帰しましたか(実際と希望・早く復帰した理由)

(回答数 就学児=19 未就学児=29)

育児休業後、復帰しましたか

項目	就学児	未就学児
育児休業後に復帰した	16人	18人
現在も育児休業中		6人
育児休業中に離職した	3人	3人
未回答		2人

育児休業を所得した母親のうち80%以上が復職しています。

子どもが何歳のときに復帰しましたか、また、希望は何歳でしたか

年齢	「実際」		「希望」	
	就学児	未就学児	就学児	未就学児
0歳1月～0歳6月	4人	6人	2人	2人
0歳7月～0歳11月	2人	5人	2人	
1歳0月～1歳6月	2人	5人	1人	8人
1歳7月～1歳11月	1人			
2歳	3人	2人	1人	8人
3歳	1人		4人	4人
4歳	1人			

また、子どもが1歳未満で復職している人が85%いたほか、希望より早く復職している母が多くなっています。

☆子育てに関して、日常悩んでいること、気になることはなんですか（複数回答）

（回答数 就学児＝147 未就学児＝124）

項目	就学児	未就学児
病気や発育・発達に関すること	27人	33人
食事や栄養に関すること	13人	44人
育児の方法がよくわからないこと	2人	6人
子どもとの接し方がよくわからないこと	5人	9人
子どもとの時間を十分に取れないこと	25人	31人
話し相手や相談相手がいないこと	1人	2人
仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	2人	29人
子どもの教育に関すること	42人	28人
友達づきあい（いじめを含む）に関すること	41人	11人
不登校などの問題について	0人	1人
子育てに関して配偶者・パートナーの協力がいないこと	5人	6人
配偶者・パートナーと意見が合わないこと	6人	8人
自分の子育てについて、親族・隣人・職場など周りの目が気になること	2人	6人
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	1人	7人
子どもを叱りすぎているような気がする	26人	3人
子育てのストレスで、子どもに手をあげたり世話をしなかったりしてしまうこと	0人	2人
地域の子育て支援サービスの内容や利用、申し込み方法がよくわからないこと	1人	9人
その他	2人	17人
特になし	31人	19人

就学児では、「子どもの教育」「友達づきあい」が多く、続いて「病気や発達・発育」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間が十分に取れない」と子どもとのコミュニケーションに悩んでいる傾向がみえます。

未就学児では、「食事や栄養」「病気や発達・発育」「子どもとの時間が十分に取れない」「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」「子どもの教育」が多くなっています。

☆増毛町の子育て環境や支援への満足度（回答数 就学児＝147 未就学児＝124）

	未就学児		小学生		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
満足度1 低い	16	13.8%	7	6.0%	23	9.9%
2	19	16.4%	18	15.4%	37	15.9%
3	43	37.0%	65	55.6%	108	46.3%
4	29	25.0%	19	16.2%	48	20.6%
満足度5 高い	9	7.8%	8	6.8%	17	7.3%
(未回答)	6	—	18	—	24	—

町の子育て環境や支援については、3・4が多くなっていますが、1（低い）が1割ありました。

## 5 増毛町の子ども・子育て支援施策の現状

次世代育成支援行動計画の実施状況及びアンケート調査から、増毛町の子ども・子育て支援の現状を整理しました。

- ① 保育所では、3歳未満児の入所希望が多くなり、定員を上回ることがあります。
- ② 幼稚園では、3歳児保育を行っていません。
- ③ 子育て支援センターの専用スペースがないことから、交流事業が中心の活動になっています。
- ④ 家庭で子育てしている親子が、希望するときに利用できる施設・事業がありません。
- ⑤ 家庭で子育てしている子どもを、一時的に預かる施設・事業がありません。
- ⑥ 病児・病後児を預かる事業がありません。
- ⑦ 時間外、土曜日の午後、日曜・祝日に保育する施設・事業がありません。

## 第3章 計画の基本的事項

### 1 基本理念

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす人間の営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦労も多くあります。また、核家族化が進み、子育ての知恵の継続が難しくなってきました。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりすることではありません。子育ての第一義的な責任は保護者が有するという基本的な認識を前提として、また、家庭が教育の原点であり社会の基本であることを踏まえて、保護者が子育ての責任を果たすことができるよう、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう、地域や社会が支援していくことが必要です。

本計画では、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的な認識を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援を推進するために、増毛町次世代育成支援行動計画の理念を継承して基本計画を定めます。

また、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画として、第4章において定められた事業の年度ごとの数値目標を定めます。

☆ 子ども・子育て支援計画の理念 ☆

『やさしさを実感できる楽しい子育ての町づくり』

### 2 基本的な視点

本計画では、次の基本的な視点に立って施策を進めます。

#### 《子どもの視点》

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が十分に発揮されるよう、大人の都合を優先させるのではなく、子どもたちの視点に立って施策を進めます。

#### 《子育て家庭の視点》

子育ては、保護者が責任を持って行うことが基本であり、家庭での教育がすべての原点になります。また、子育てをしている家庭の状況は様々です。すべての家庭が子育てを”負担”と感じるのではなく、子どもの成長を喜び、子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立って施策を進めます。

### 《次代の親づくりの視点》

子どもは親の背中を見て育つといわれます。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境に触れ、たくさんの体験をして、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていく視点に立って施策を進めます。

### 《地域で子どもを育てていく視点》

地域の子どもたちを地域の大人な達が温かく見守り、時には叱りながら育てていくことが求められています。また、男女が共に子育てに積極的に関わりことができるよう、職場においても子育てを支援していくことが求められています。保護者の働く場所も含めて地域全体で子どもを育てていく視点に立って施策を進めます。

### 《ライフステージにおける切れ目のない支援の視点》

町では、少子化対策に向けて、結婚から妊娠・出産・育児、そして次代を担う子どもの育成まで、切れ目なく、町の特徴を生かした支援を行うという視点に立って施策を進めます。

## 3 基本目標

基本目標は、次の6つを設定し、子ども・子育て支援法に基づいて「結婚・出産のステージ」、「子育てのステージ」、「子どもの成長のステージ」という3つのライフステージに沿った支援の提供とともに、「支援が必要な児童への対応」、「子どもの安全確保と環境の整備」、「ライフ・ワーク・バランスの促進」の観点から、少子化対策と子どもの最善の利益の確保に向けて、課題解決に向けて総合的な施策に取り組みます。

### (1) 母子の健康確保と増進 「結婚・出産のステージ」

母となる女性の心身両面のケアを図るとともに、安心して出産・子育てができるように支援します。

出産後は、子どもの発達や成長段階に応じた健康確保と食生活を推進し、健康な生活のための基礎を築きます。

#### 【主要な施策】

- 妊産婦検診・妊産婦家庭訪問事業
- 乳幼児健診・新生児家庭訪問事業、相談、養育指導の充実
- 食育の推進
- 早期の療育相談
- 16歳未満の乳幼児・児童の医療費助成・補助、出産準備金事業
- 母子保健事業との連携、情報提供

## （２）地域における子育ての支援 「子育てのステージ」

子育ての第一義的責任は保護者にあることを確認しつつ、楽しく子育てができるよう学習・相談・支援の取り組みを進めます。

すべての子育て家庭を支援するために、関係機関が連携して柔軟に利用できる子育て支援サービスの提供を図ります。

子育ての悩みを解決できるよう、情報提供や相談体制の強化を図るとともに、子育て家庭や子育てを経験した人たちなどとの交流を促進し、情報交換ができる機会の拡充に努めます。

就学前の児童の保護者が希望する教育・保育を受けることができるよう施設の充実に努めます。

### 【主要な施策】

- 幼児教育・保育の充実
  - ・ 幼稚園の3歳児保育の検討
  - ・ 第2子以降の保育料の独自軽減
- 幼稚園と保育所の連携
- 地域子育て支援事業の充実
  - ・ 幼稚園預かり保育の継続
  - ・ いつでも利用できる地域子育て支援センターの検討
  - ・ 一時預かり事業の検討
  - ・ 学童保育事業の充実改善
- 子育てに関する情報の提供（ITメディアの活用も含めて）

## （３）子どもたちの健やかな成長を図る取り組みの推進 「子どもの成長のステージ」

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことができるよう、幼稚園・保育所と学校等の連携を図ります。

子どもの教育の基本は家庭であることを確認し、保護者としての学習機会の拡充に努めます。

子どもたちの健やかな成長と体験機会を充実する教育活動を推進します。

次代の親づくりを視野においた事業を進めます。

### 【主要な施策】

- 家庭の教育力向上
- 幼稚園・保育所と小学校・中学校の連携
- 学校教育の充実、学校教育環境の充実
- 地域資源を活用した、社会教育の充実
- 中学校入学時の保護者負担の軽減
- 高校通学費の一部助成

#### (4) 支援が必要な子どもへの施策の推進 「支援が必要な子どもへの対応」

子どもの人権を守るとともに、関係機関のネットワークなど地域全体が連携して、児童虐待の芽を早期に発見し未然防止に努めるとともに、児童虐待への迅速な対応に努めます。

障がいのある子どもについて保護者の理解を得ながら、相談事業や早期療育など状況に応じて必要な支援を行います。

ひとり親家庭などに必要な支援を図る取り組みを検討します。

##### 【主要な施策】

- 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実
- 障がいがある子どもの早期療育、発達支援の充実
- ひとり親家庭などの子どもに対する支援の充実

#### (5) 子どもたちの安全確保と生活環境の整備 「子どもの安全確保と環境の整備」

子どもたちが安心して活動できるよう交通安全運動の推進と地域安全運動の推進に努めます。

子どもたちが健やかに育つことができる住環境づくりを推進します。

子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができるよう、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の整備・改善を検討します。

##### 【主要な施策】

- 子育てしやすい住環境づくりの推進
- 子どもにやさしい町の環境づくりの推進
- 子どもたちが安心して活動できる地域活動の充実

#### (6) 職業生活と家庭・地域生活との両立の推進 「ライフ・ワーク・バランスの促進」

子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。

子育てを、父親と母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう男女共同参画の意識づくりを図ります。

##### 【主要な施策】

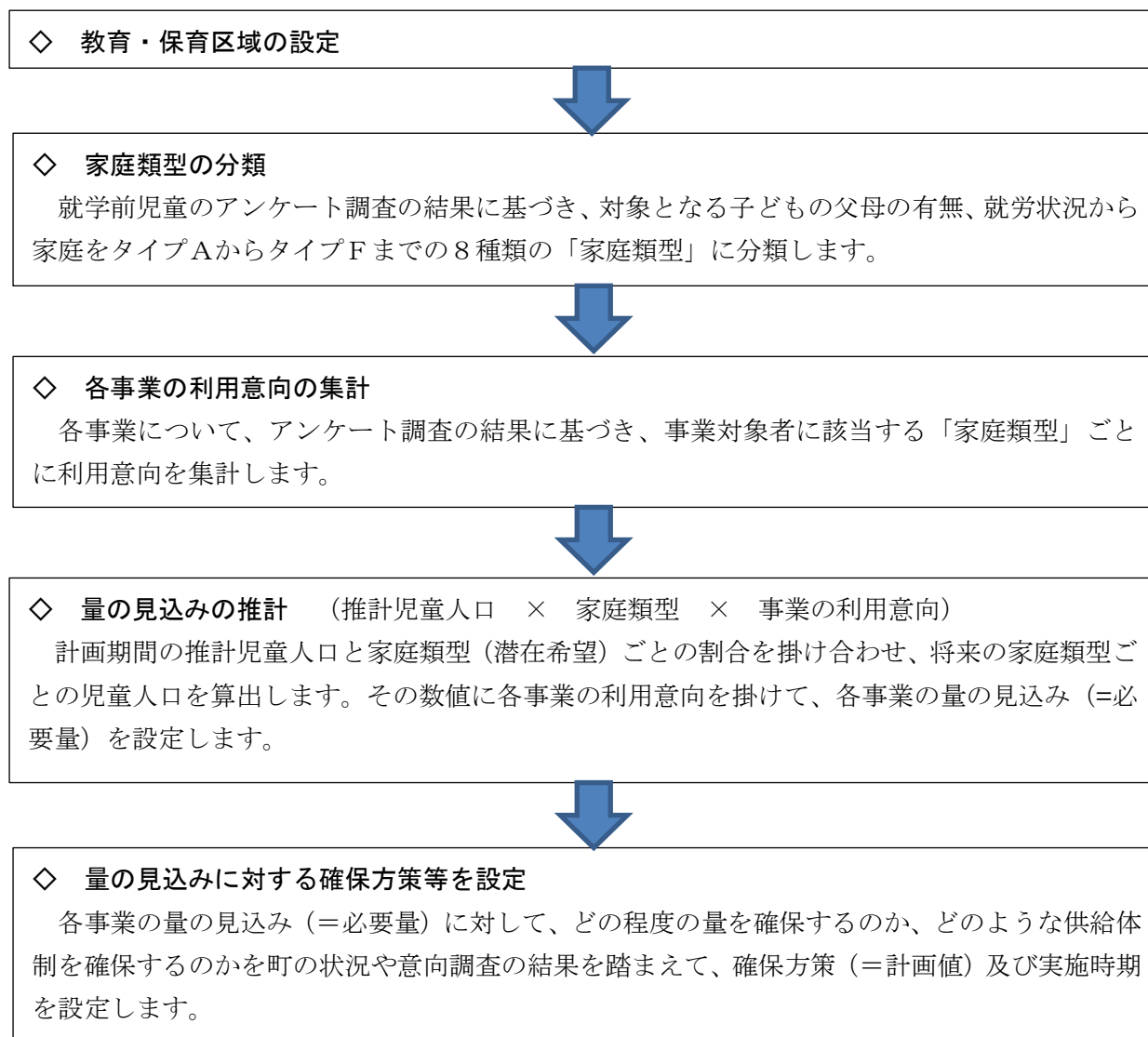
- 子育てをする女性が働きやすい職場づくりに向けた啓発
- 子育てを男女で行うことを目指した意識の啓発
- 子どもを産み・育てることの楽しさの啓発



## 第4章 事業計画

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり「教育・保育区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要量）」や「確保方策（計画値）」、「実施時期」を記載することとしています。

「量の見込み」の推計と「確保方策等の設定」は、下記の流れによります。



### 認定区分と対象事業

認定区分	対象事業
1号認定（3歳以上） 教育を希望する	幼稚園
2号認定（3歳以上） 保育の必要性あり	保育所
3号認定（3歳未満） 保育の必要性あり	保育所

（1号認定には、保護者の労働などで保育を必要とするが、教育を希望する子どもを含む）

## 1 区域の設定等

計画の区域の設定は、町立幼稚園 1 か所、町立保育所 1 か所が市街地にあること、小学校の統廃合が進んでいることなどを考慮し、区域は増毛町全域を一つの区域と定めます。

### ・ 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもについて、町が教育と保育の必要性を認定し、施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

#### 【施設給付】

幼稚園・保育所・認定こども園の道が認可した教育・保育施設を利用して就学前の教育と保育の提供を受けるための給付です。

対象施設は、増毛町内では増毛幼稚園と増毛保育所です。

#### 【地域型保育給付】

町が認可する定員 19 名以下の小規模保育事業（A 型・B 型・C 型）・家庭的保育事業（保育ママ等）・訪問型保育事業・地域の子どもを受け入れる事業者内保育事業の 4 事業を利用するための給付です。

対象となる事業・施設は増毛町内にはありません。

## 2 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の量の見込み（必要量）と提供体制の確保方策（目標値）

### ① 1号認定（教育希望）＝ 幼稚園

〈単位は人〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（必要量）	38	41	37	35	31
確保方策（計画値）	70	70	70	70	70

☆ 確保方策(計画値)は、現在の増毛幼稚園の定員数としました。

☆ 3歳児以上で幼稚園を希望する児童数(必要数)は、計画値(増毛幼稚園の定員)を下回っています。

## ② 2号認定・3号認定 = 保育所

〈単位は人〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<b>量の見込み（必要量）</b>	<b>72</b>	<b>71</b>	<b>66</b>	<b>64</b>	<b>61</b>
2号認定	36	39	35	33	30
3号認定（1～2歳）	27	23	24	22	22
3号認定（0歳）	9	9	7	9	9
<b>確保方策（計画値）</b>	<b>60</b>	<b>60</b>	<b>60</b>	<b>60</b>	<b>60</b>

☆ 確保方策(計画値)は、現在の増毛保育所の定員数としました。

☆ 保育所を希望する児童数(必要量)は、計画値(増毛保育所の定員)を上回っていますが、定員の弾力化(最大定員20%まで保育できる制度)を活用し、保育に従事する職員を確保して実施します。

☆地域型保育事業について、計画値は定めないこととしました。

## 3 地域子ども・子育て支援事業の取組

地域子ども子育て支援事業として国が指定した次の13事業について、現在の利用状況とアンケート調査から推計した「量の見込み=必要量」をもとに、地域の実情を踏まえて「確保方策=計画値」を年度ごとに定めます。

### (1) 利用者支援に関する事業

子どもの保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談や関係機関との連絡調整を行う事業です。

町内には、施設や事業が少ないことから行政窓口で対応します。そのため、数値目標は設定しません。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業です。

現在、保育所に地域子育て支援センターを設置し、午前と夕方の保育所開放事業・年13回の交流事業（いちごクラブ・親子遊びの広場）・相談電話の設置・子育てだより「あっぷる」の発行などを行っています。また、保健センターの開放事業「どろんこクラブ」や、元陣屋への遊具設置などの事業を行っていますが、専用で利用できる施設（スペース）を確保されていないことから、従来の交流事業を計画数値（人数は利用登録数）とします。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量(月・延人数)		209	184	181	181	181
計画値(箇所)	併設 1	併設 1	併設 1	併設 1	併設 1	併設 1
交流事業回数(年)	13	13	13	13	13	13
計画値(人)	33	30	30	30	30	30

※ 常設の地域子育て支援拠点の設置について

家庭で子育てしている親子が、いつでも利用できる施設を要望する意見は多くあります。そのために、子育て支援センターを子育て家庭がいつでも利用できる専用の場所を確保する必要があります。専用の場所を確保する事で、現在の行っている交流プログラムの他に、希望の多い一時預かりにも対応することが可能となります。

子育て支援専用の場所(常設の子育て支援拠点)の整備を検討することとします。

### (3) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため検診に対する助成を行う事業です。

町では、母子健康手帳の発行に合わせて、14回分の受診票を交付し、検査に係る費用の助成を行っています。また、母子保健活動として保健師が妊婦訪問を適時に行い、妊婦との情報交換や相談にも応じています。平成26年度から町内の妊婦を対象に出産準備金支給事業を行い、一層の負担軽減を図っています。

本計画では、これまでの取り組みを継続して、推計された全ての妊婦数が検診を受けることができるように計画値を定めました。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量(人回)	294	308	308	280	308	308
計画値(妊婦数)	21	22	22	20	22	22
計画値(検診回数)	294	308	308	280	308	308

### (4) 乳幼児全戸家庭訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

町では、保健師(必要に応じて栄養士)が訪問しており、子育て支援ばかりでなく母子保健事業の情報提供や相談に応じるとともに、養育環境等の把握を行っています。

本計画では、これまでの取り組みを継続して、出生する全ての乳児家庭を訪問する計画値を定めました。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量(人)	21	22	22	20	22	22
計画値(人)	21	22	22	20	22	22

#### (5) 養育支援訪問事業・要保護児童等支援事業（子どもを守るネットワーク強化事業）

乳幼児家庭訪問などで養育支援が必要と思われる家庭に対して居宅訪問を行い養育に関する指導・助言を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業です。

町では、支援が必要と思われる家庭を保健師等が訪問し指導・助言を実施しているほか、留萌市立病院等と連携し情報収集に努めています。また、必要に応じて要保護対策地域協議会を開催し、関係機関による支援の内容や実施について検討を行います。

本計画では、出生数の2割を対象数と見込み、すべての家庭を訪問する計画値を定めました。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量（人）		5	5	5	5	5
計画値（人）		5	5	5	5	5

#### (6) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業・夜間養護等事業）

本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。

アンケートでは、量の見込み「17～20人」と推計されましたが、町内に社会的資源（施設及び専門知識のある人材）がないこと、近年利用がないことから計画値を定められないこととし、必要に応じて旭川児童相談所と連携を図ることとします。

#### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

本事業は、乳幼児や小学生がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者とその援助行なう者が、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

アンケートでは、量の見込み「67～79人」と推計されましたが、事業を希望するグループ・団体等がないことから計画値を定めないこととしました。

計画期間中に事業を希望する団体があれば支援について検討します。

#### (8) 一時預かり事業

保護者の都合により一時的に家庭で保育をすることができなくなった乳幼児を、主として昼間において、地域子育て支援拠点、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かる事業です。国では4つに分類しています。

##### ① 一般型

本事業については、専業主婦の10%・パートタイムの8%が利用を希望しています。本町では、短期間パートタイムが多いことを踏まえると、施設型保育を補完するためにも、また、家庭で保育している保護者のリフレッシュのためにも重要な事業です。

しかし、事業の実施には、常設の子育て支援拠点など対応できる施設の整備と人材の確保が必要です。

28年度に専用スペースを確保し、事業を実施する予定で計画値を定めました。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量 (人年)		640	599	574	564	547
計画値 (箇所)			1	1	1	1
計画値 (人年)			600	600	600	600

## ② 幼稚園型

本事業は、幼稚園で実施している預かり保育を、地域子ども・子育て支援事業の一つとしたもので、幼稚園利用者の62%が利用を希望しています。

計画値は、現在幼稚園で行っている預かり保育の実績数をもとに設定しました。

年度	26	27	28	29	30	31
必要量 (人年)		1,931	2,087	1,879	1,775	1,592
計画値 (箇所)	1	1	1	1	1	1
計画値 (人年)	1,200	1,200	1,500	1,600	1,600	1,600

## ③ 余裕活用型、 ④訪問型

余裕活用型は、幼稚園や保育所の空き教室などを活用して一時預かりを行う事業、訪問型は一時預かりしてほしい家庭で子どもを預かる事業です。

2類型は、利用希望もなく、施設及び人材の確保ができないことから、計画値は定めないこととしました。

## (9) 延長保育（時間外保育）事業

本事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、通常利用している施設で保育を実施する事業で、延長保育事業として利用料を設定することになります。平日の延長保育、土曜日の保育、日曜・休日の保育の3つに分けて検討します。

平日の保育は11時間とされています。増毛保育所では7時30分から18時まで保育を行っておりますが、18時以降の保育を希望する保護者が少ないことから、保育所の開所時間を検討して対応することを基本として、平日の延長保育の計画値を定めないこととしました。

土曜日は7時30分から13時までの保育を実施しています。利用者は半数以下ですが、午後の保育を希望する保護者が保育所利用者の10%あることから、保護者の勤務時間等を改めて調査したうえで検討しますが、本計画には計画値を定めないこととしました。

日曜・休日の保育については、利用希望が少ないことから計画値を定めないこととしました。

### (10) 病児保育事業

本事業は、病気の子どもについて、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育する事業です。

アンケートによる量の見込みが「年間67～79人」となっていますが、実施場所と人材の確保が困難なことから、計画値を定めないこととしました。

### (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

本事業は、保護者が労働により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び学校休業中に、適切な施設で遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業です。

町では、学童保育「マーシーくらぶ」として、文化センターの1室を借りて実施しています。現状の専用スペースが1室しかない状況です。新制度では対象学年を小学3年生から6年生までに拡大することとなっていますが、下校時間が異なるため、遊戯・活動スペースと勉強・静養スペースの確保が求められています。

また、保育所の利用時間との調整を求める意見があることから、利用時間についても検討が必要です。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が定められたことから、条例に沿った運営を検討するとともに、設備についても対応できる施設への変更も含めて検討が必要です。

本計画では、現在の場所で開催することとして計画値を定めましたが、より良い環境で実施できるよう検討します。

年度		26	27	28	29	30	31
必要量 (人日)	1～3年		28	24	23	23	25
	4～5年		16	15	14	14	12
計画値（箇所）		1	1	1	1	1	1
計画値（人日）		40	40	40	40	40	40

### (12) 実費徴収に係る補足給付事業

本事業は、保護者の所得状況を勘案して、教育・保育施設に対して文房具や教材の購入費用及び行事への参加費用などの実費徴収分を助成する事業です。

新規事業であり、国において事業の詳細が明らかになった段階での検討課題とし、計画値を定めないこととしました。

### (13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

本事業は、民間事業者が子ども・子育て事業に参入することを促進する事業です。

新規事業であり、国において事業の詳細が明らかになった段階での検討課題とし、計画値は定めないこととしました。

## 4 教育・保育の一体的提供を推進する取り組み

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子こどもを受け入れることができる施設として、子ども・子育て支援新制度の中心的な事業と位置づけられています。

増毛町では町立幼稚園と町立保育所で就学前児童の教育・保育を行っています。本計画では、現在の幼稚園と保育所体制を基本とした教育・保育の充実を図ることとしますが、施設整備も含めて認定こども園への移行については検討します。

### (2) 幼稚園と保育所の交流

幼稚園教育要領と保育所保育指針の改定、及び幼保連携が対認定こども園の教育・保育指針の制定が行われ、就学前児童の教育・保育施設では共通した指導項目が設定されています。

増毛町では、5歳児の児童の交流保育事業の他、相互の施設訪問に取り組んできました。今後も、同年齢の児童を中心に交流保育の実施を検討します。

また、幼稚園教諭と保育士が共通した課題について合同研修を実施していますが、人事交流についても検討します。

### (3) 幼稚園・保育所と小学校の連携

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定により、幼稚園・保育所と小学校の連携が求められています。

小学校との交流は、幼稚園と保育所の5歳児が合同で給食体験を実施していますが、5歳児を中心とした児童の交流保育事業の他、相互の施設訪問に取り組んできました。

小学校生活に速やかに移行できるよう、一層の取り組みを検討します。



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

計画の実現には、子ども・子育て支援制度を所管している福祉厚生課と教育委員会など行政組織内の横断的な協力体制が必要です。

これまでは、教育委員会所管の町立幼稚園と福祉厚生課所管の町立保育所と2つの町立施設が施設型保育を担ってきましたが、町全体の子ども・子育て施策を推進するために、一層の連携を図っていきます。さらに、環境整備や安全確保の活動、雇用環境の整備など町全体で取組を進める体制を構築する必要があります。

また、子育て支援事業の実施には、保護者の協力が必要です。保護者の皆さんには、この計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実施する当事者として、子どもたちに最も影響を与える支援者として連携していただきたいと思います。

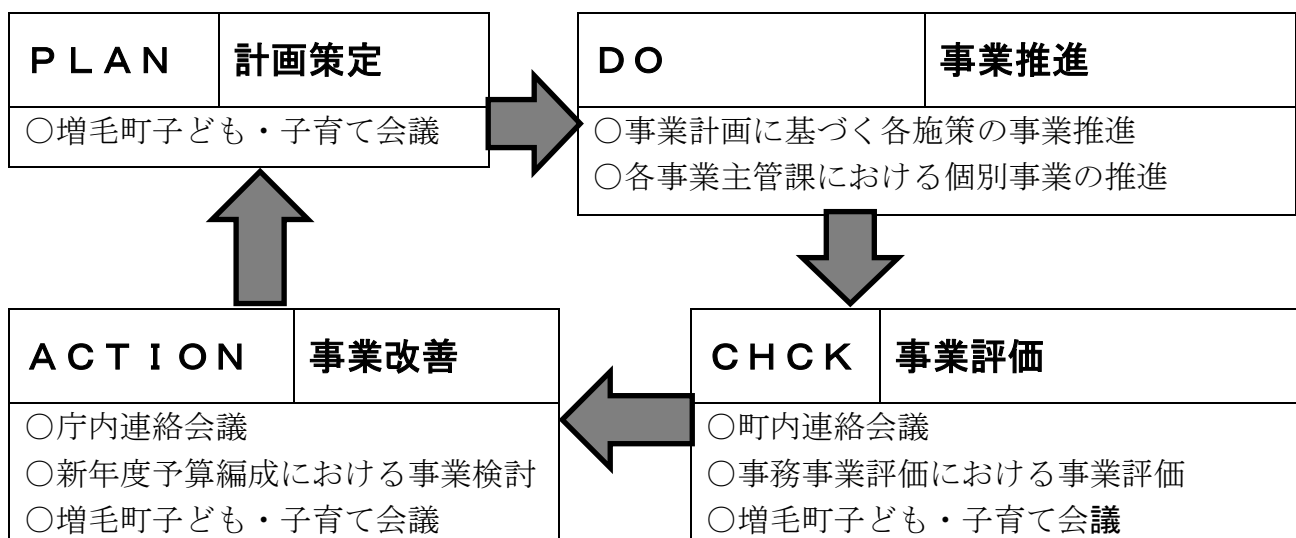
そして、子育てに関わる一人ひとりにより多くの研修機会を確保し、資質向上と協力体制の構築を図り、計画の実行につなげていきたいと考えております。

### 2 計画の実行・点検・評価

本計画は、P D C Aサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価から毎年度点検・評価を行います。

計画に定めた「量の見込み＝計画値」が、実際の状況と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

P C D Aサイクルのイメージ図



## (資料)

### 増毛町子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、増毛町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

#### (組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

#### (委員以外の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (専門委員)

第8条 会議は、専門的な事項を調査審議する必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

#### (庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども・子育て担当課において処理する。

#### (会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

※（参考条文）

子ども・子育て支援法

第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

（第31条第2項 市町村長は、特定教育・保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

（第43条第3項 市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

（第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、あるいは変更しようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 子ども・子育て会議委員

佐藤久美子	保護者
風間祐美子	保護者
富野嘉隆	保護者（町PTA）
半澤豊秀	事業者（幼稚園）
石田正樹	学識経験（校長会）
玉野昭二	学識経験（主任児童委員）
小林佳代子	学識経験（主任児童委員）
桂本仁	その他（福祉厚生課長）
佐藤敏治	その他（教育次長）

## 事務局

福祉厚生課長補佐	田邊康光	（保育所長兼務）
福祉厚生課民生係長	小田雅	
福祉厚生課民生係	松原涼子	
福祉厚生課民生係	林慶多	

### 増毛町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

平成 25 年 11 月 6 日	増毛町子ども・子育てアンケート配布（回収指定日 11 月 29 日）
平成 25 年 12 月 13 日	増毛町子ども・子育て会議条例制定（平成 25 年条例第 17 号）
平成 26 年 1 月 11 日	アンケート結果単純集計の報告
平成 26 年 4 月 16 日	平成 26 年度 第 1 回増毛町子ども・子育て会議
平成 26 年 7 月 31 日	平成 26 年度 第 2 回増毛町子ども・子育て会議
平成 26 年 10 月 8 日	子ども・子育て会議員 認定子ども園視察研修 （羽幌町 認定子ども園まき、遠別町幼児センターきらり）
平成 26 年 12 月 11 日	増毛町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年第 17 号）
平成 26 年 12 月 11 日	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年第 18 号）
平成 26 年 12 月 11 日	増毛町保育の必要性の認定に関する条例（平成 26 年条例第 19 号）
平成 26 年 12 月 11 日	増毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）
平成 27 年 2 月 18 日	増毛町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
平成 27 年 2 月 25 日	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則
平成 25 年 2 月 25 日	増毛町子ども・子育て支援事業計画（素案・修正版）の提示
平成 27 年 2 月 27 日	増毛町立幼稚園規則の一部を改正する規則
平成 27 年 3 月 20 日	増毛町立保育所条例の一部を改正する条例
平成 27 年 3 月 20 日	増毛町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
平成 27 年 2 月 24 日	平成 26 年度 第 3 回増毛町子ども・子育て会議
平成 27 年 3 月 31 日	増毛町立保育所条例施行規則の一部を改正する規則
平成 27 年 3 月 31 日	増毛町保育の必要性の認定に関する条例施行規則
平成 27 年 3 月 31 日	増毛町子ども・子育て支援事業計画決定・公表

**増毛町子ども・子育て支援事業計画**  
**[平成27年度から31年度まで・5年間]**  
**平成27年3月 策定・発行**

発行・編集 北海道増毛郡増毛町役場福祉厚生課  
〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地  
増毛町保健センター「健康一番館」  
TEL (0164) 53-3111 / FAX (0164) 53-2224  
E-mail [fukusi@town.mashike.hokkaido.jp](mailto:fukusi@town.mashike.hokkaido.jp)  
URL <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>